

看護師の特定行為について包括同意のお願い

当院では、特定行為研修を修了した看護師が、「診療の補助」を行っております。
「特定行為」とは、高度で専門的な知識・技能を特定行為研修により身につけた看護師が、医師による手順書をもとに行う「診療の補助」のことです。
特定行為を行う看護師は、一般看護師とは異なるユニフォームを着用しております。
特定行為の実施に当たっては安全に十分に配慮して行います。また、患者さんはこれを断っても不利益を得ることはありません。

当院で行う主な特定行為

胃ろうカテーテルの交換	胃ろう(PEG)カテーテルの交換を行います。
膀胱(ぼうこう)ろうカテーテルの交換	膀胱(ぼうこう)ろうカテーテルの交換を行います。
気管カニューレの交換	喉(のど)に入っているチューブを交換します。
壊死組織の除去	床ずれ(褥瘡)や傷を治りやすくするために、不要な部分を取り除きます。
脱水時の点滴投与	水分や食事がとれないときや、発汗などにより脱水症状がある場合、点滴で水分補給をします。

特定行為の詳細(厚生労働省ホームページ)

特定行為に係わる看護師の研修制度(URL)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



特定行為の包括同意に関するご意見やご質問がありましたら、医師や看護師などに直接お尋ねください。または、「地域医療連携室」でも対応しております。ご理解とご協力をお願いいたします。

相談窓口「地域医療連携室」TEL:027-289-8854